

奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する通信制の課程及び同法第五十八条第一項に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの（県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、私立専修学校の高等課程）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	奈良県
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する通信制の課程及び同法第五十八条第一項に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの（県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、私立専修学校の高等課程）
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	

<p>④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分</p>		<p>奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等に関する条例別表第1 第1の項 奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する通信制の課程及び同法第五十八条第一項に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの（県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程、私立専修学校の高等課程）</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第1条</p>	<p>奈良県私立高等学校授業料等軽減補助金交付要綱第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、（高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り）、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 趣旨 知事は、（県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条第1項の専攻科を除き、同法第4条第1項に規定する通信制の課程にあつては、県が認可した学校の本校及び県内に設置した面接指導等実施施設（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設をいう。）において行うものに限る。）並びに私立専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であるものに限る。）（以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒）（以下「生徒」という。）の（学費の負担の軽減を図る）ため、学校設置者に対し、学校設置者が実施する生徒の授業料等を軽減する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>奈良県私立高等学校授業料等軽減補助金交付要綱</p>

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令153条 項1号</p>	<p>奈良県私立高等学校授業料等軽減補助金交付要綱第6条</p>
<p>②事務の内容</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>奈良県私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱第4条の補助額についての審査に関する事務</p>
利用特定個人情報1		
<p>①根拠規定</p>	<p>利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ</p>	<p>奈良県私立高等学校授業料等軽減補助金交付要綱第4条</p>

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2026年03月04日
独自利用事務の対象者	私立高等学校等の授業料等を軽減する事業を行う学校設置者に在学する生徒であって授業料等軽減事申請を行った生徒等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2018年04月01日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	27
保護評価書の名称	高等学校等授業料軽減補助金、高等学校等学び直し支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校等専攻科修学支援金に関する事務（私立学校及び公立大学法人立学校）基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%A5%88%E8%89%AF%E7%9C%8C%E7%9F%A5%E4%BA%8B&ev_name=%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%AD%89%E6%8E%88%E6%A5%AD%E6%96%99%E8%BB%BD%E6%B8%9B%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=1&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=1&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	